

佐賀県物品等入札心得（電子入札用）

（平成 18 年 1 月 4 日施行）

（平成 18 年 1 月 4 日電子入札対応施行）

（平成 26 年 4 月 1 日施行）

佐賀県が発注する物品等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀県財務規則（平成 4 年規則第 35 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

なお、以下において「入札書」とあるのは「電子入札書」と読み替える。

（入札方法等）

1 入札の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札条件書又は仕様書等（以下「条件書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、条件書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- （2）入札書は、佐賀県電子入札システムにより、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
- （3）郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、入札名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。
- （4）電子入札の場合は、佐賀県電子入札システムに利用者登録した電子証明書（ICカード）を使用しなければならない。
- （5）入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- （6）入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間入札代理人とすることはできない。
- （7）入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （8）入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札の辞退)

- 2 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 指名を受けた者は、入札書の提出前までは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出するものとする。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 4 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 5 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者
 - (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
 - (3) 入札書の金額について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 - (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
 - (8) 一人で2以上の入札をした者
 - (9) 代理人でその資格のない者
 - (10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(落札者の決定)

- 6 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度の入札)

- 7 再度の入札については、次のとおりとする。
- (1) 開札をした場合において、5の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。
 - (2) 無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあつては、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することを妨げない
 - (3) 再入札の執行回数は、1回（1回目の入札を含め2回）を限度とする。
 - (4) 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 8 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定める。

(契約の保証)

- 9 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、契約の保証を免除された場合はこの限りではない。
- (1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - ア 契約保証金（現金）の納付
 - イ 有価証券（利付国債に限る。）の提供
 - ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 履行保証保険の契約の締結
 - (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(契約書の提出期限)

- 10 契約書の提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（県の休日を含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

11 入札をした者は、入札後、この心得及び条件書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。